

富山県H I V感染予防薬整備要領

1. 目的

富山県内の医療従事者が針刺し等によりH I Vに感染した血液等の感染性体液に曝露した場合、緊急措置として、迅速にH I V感染予防薬（以下「予防薬」という。）を入手できるよう、予防薬を配置し、医療機関等におけるH I V感染防止体制の整備を図ることを目的とする。

2. 実施主体

この事業の実施主体は富山県とする。

3. 対象

富山県内医療機関の医療従事者であって、H I V抗体陽性または陽性が疑われる患者に対する医療行為等によって感染性体液の曝露があった者。

4. 配置する予防薬

- (1) 予防薬の種類、量は1医療機関あたり別紙1のとおりとする。
- (2) 予防薬の配置は富山県が行う。

5. 配置する医療機関

予防薬を配置する医療機関（以下「予防薬配置医療機関」という。）は、富山県が指定した別紙2の医療機関とする。

6. 予防薬配置医療機関の役割

針刺し等が発生し、予防薬の提供の要請を受けた予防薬配置医療機関は、抗H I V治療ガイドライン（最新版）を参考とし、速やかに予防薬を提供する。

7. 予防薬配置医療機関における責任者及び緊急連絡体制の整備

予防薬配置医療機関は、院内における責任者及び緊急連絡先を定め、予防薬の提供の要請に迅速に対応できるよう院内の体制を整備する。

また、当該責任者及び緊急連絡先を変更したときは「H I V感染予防薬提供窓口等変更報告書」（様式1）により富山県厚生部健康課（以下「県健康課」という。）まで報告する。

県健康課は「H I V感染予防薬提供窓口連絡先リスト」を県内関係機関（公的病院、医師会、厚生センター等）に周知するものとする。

8. 予防薬の提供

- (1) 予防薬の提供は、希望する医療機関（以下「予防薬提供希望医療機関」という。）の医師からの要請に基づくものとする。その際、予防薬提供希望医療機関及び曝露当事者は、「依頼書」（様式2）と「H I V感染予防薬内服同意書」（様式3）、「H I V感染予防薬受領書」（様式4）を記載し、曝露当事者がそれらを持参して予防薬配置医療機関に行き、予防薬及び「H I V感染予防薬受領書」の写し（コピー）の提供を受ける。
- (2) 予防薬は、曝露当事者が専門医を受診できるまでの間の必要最小限（原則、平日は1日分、土日祝日及びその前日は、平日受診ができるまでの日数分とする。）の提供とする。
- (3) 予防薬の提供を受け内服した者で、原因となった患者のH I V抗体検査の結果が陰性となった者以外は、曝露後速やかにエイズ治療拠点病院の専門医を受診し、服薬継続の要否について相談するものとする。なお、受診する際は、予防薬配置医療機関に提出し

た「H I V感染予防薬受領書」の写し（コピー）を提示する。

9. 予防薬の内服方法

予防薬の内服方法は、別添「H I V曝露（針刺し）後の予防内服マニュアル」によるものとする。

10. 予防薬等の管理

予防薬配置医療機関は「H I V感染予防薬使用管理簿」（様式5）を作成し、予防薬を適切に管理する。予防薬の使用または提供を行った場合は、曝露当事者から提出された「依頼書」（様式2）、「H I V感染予防薬内服同意書」（様式3）及び「H I V感染予防薬受領書」（様式4）を保管するとともに「H I V感染予防薬払出報告書」（様式6）を用いて速やかに県健康課まで報告する。

また、予防薬配置医療機関において、予防薬在庫の不足が予測される場合は、県健康課へ連絡し、指示を受けるものとする。

なお、予防薬配置医療機関は、予防薬の最終払出しを起算日として、H I V感染予防薬受領書を2年間、H I V感染予防薬使用管理簿を3年間保管するものとする。

11. 予防薬の提供を受けた医療機関等の対応

予防薬の提供を受けた医療機関は、予防薬の返納及び費用の負担をする必要がないものとする。

ただし、エイズ治療拠点病院を緊急受診し、血液検査を実施した場合の費用等については、自費扱いとし、エイズ治療拠点病院の請求に基づき、曝露当事者の属する医療機関が支払うものとする。

12. その他

この事業は、「針刺し後のH I V感染防止体制の整備について（平成11年8月30日厚生労働省通知）」に基づき実施する。

附則

この要領は、平成28年3月25日から施行する。

附則

この要領は、平成29年10月25日から施行する。

配置予防薬（キードラッグとバックボーンから1つずつ選択する）

商品名（略名）	包装	配置数	備考
ツルバダ（TDF/FTC）	30錠入（30日分）	1箱	バックボーン
デシコビHT（FTC/TAF）	30錠入（30日分）	1箱	バックボーン
アイセントレス（RAL）	60錠入（30日分）	1箱	キードラッグ

富山県H I V感染予防薬配置医療機関一覧

平成29年10月25日現在

	医療機関名	住所・連絡先
エイズ治療拠点病院 (中核拠点病院)	富山県立中央病院	〒930-8550 富山市西長江2丁目2番78号 TEL: 076-424-1531
エイズ治療拠点病院	富山大学附属病院	〒930-0194 富山市杉谷 2630番地 TEL: 076-434-2281